



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県三島市文教町二丁目15番36号
氏 名 株式会社 タカヤナギ
代表取締役 平田 豪



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和元年9月29日

許可の有効年月日 令和8年9月28日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ

以上 10品目

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（医療関係機関等から排出されるものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（医療関係機関等から排出されるものに限る。）、廃酸（医療関係機関等から排出されるものに限る。）、廃アルカリ（医療関係機関等から排出されるものに限る。）

以上 4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別に記載のとおり

3. 許可の条件

積替え保管行為は、許可証に記載された積替え保管場所でのみ行うこと。
廃棄物は、容器内で保管し混合しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

別に記載のとおり

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県沼津市西間門字桶田14番1、14番5

面積 2.61㎡

産業廃棄物の種類

・廃プラスチック類

積替えのための保管上限 3.52㎡

積み上げることができる高さ 該当なし

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県沼津市西間門字桶田14番1、14番5

面積 1.82㎡

産業廃棄物の種類

・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

積替えのための保管上限 0.8㎡

積み上げることができる高さ 該当なし

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県沼津市西間門字桶田14番1、14番5

面積 0.57㎡

産業廃棄物の種類

・廃酸

積替えのための保管上限 0.18㎡

積み上げることができる高さ 該当なし

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県沼津市西間門字桶田14番1、14番5

面積 0.57㎡

産業廃棄物の種類

・廃アルカリ

積替えのための保管上限 0.18㎡

積み上げることができる高さ 該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 9月 29日	新規許可
平成 9年 9月 29日	更新許可
平成 14年 9月 29日	更新許可
平成 19年 12月 3日	更新許可
平成 24年 9月 29日	更新許可
令和 元年 9月 29日	更新許可
令和 3年 9月 6日	変更許可